

令和6年10月からの医薬品の 自己負担の新たな仕組み

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただく必要があります。

なお、医療上必要があると認められる場合等は、特別の料金はかかりません。



令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み

例：先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円、3割が患者負担の場合

先発医薬品
100円

保険給付

患者負担

40円

後発医薬品
60円

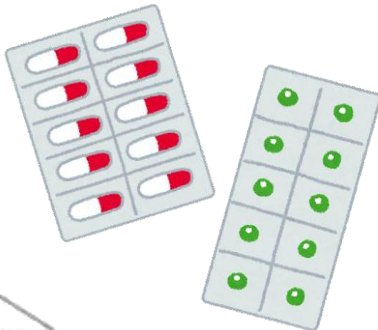
保険給付

患者
負担

先発医薬品と
後発医薬品の価格差

特別
の
料金

価格差の1/4相当 10円



令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み

例：先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円、3割が患者負担の場合

保険内の自己負担額

{100円(先発医薬品) - 10円(特別の料金)} × 3割 = 27円

保険外の負担額

10円 × 消費税 = 11円

27円

11円

先発医薬品

※令和6年10月以降、
患者が希望する場合

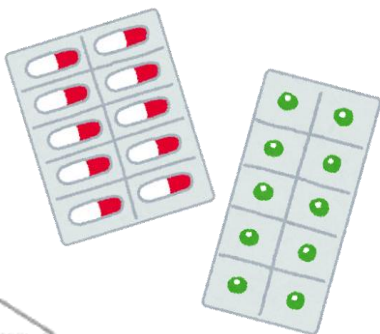
保険給付

患者
負担

特別
の
料金

患者負担の総額 38円

※特別の料金は、選定療養（保険外）のため、
課税されています。



Q & A

Q1.すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A. 長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2.どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。
過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、
医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

